

工事カルテ特記仕様書

第1条 工事カルテの作成、登録

請負者は、工事請負代金額500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）入力システムに基づき「工事カルテ」を作成し監督員の承諾を得た後に（財）日本建設情報総合センター「以下JACICという」に登録しなければならない。

また、登録後JACICが発行する「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。

提出の期限は以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、工事完成後10日以内とする。
- (3) なお、施工中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

工事カルテの登録については、下記のいずれかによるものとする。

〒107-8416 東京都港区赤坂7-10-20 アカサセブンスアベニュービル2階

(財)日本建設情報総合センター 研究第2部（CORINS担当）

電話 03-3505-0411 FAX 03-3505-2665

E-Mail:corins@sup.jacic.or.jp

<http://www.jacic.jp/corins.html>

〒460-0002 愛知県名古屋市中丸の内3-5-10 住友商事丸の内ビル9階

(財)日本建設情報総合センター 中部地方センター

電話 052-961-1450 FAX 052-961-1486

E-Mail:chuubu@jacic.or.jp